

1. はじめに

・世田谷区では、教育ビジョンや子ども計画などに基づき、就学前の子どもの教育・保育の充実に取り組んできた。このような中で、昨年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児教育・保育を含む子ども・子育て支援新制度は、平成27年度からの実施に向け、具体的な検討が進められている。また、一方、国においては、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定したところである。

・このように、幼児教育・保育を含めた子ども・子育て支援は、大きな転換期を迎えており、その充実に向けて、国の取り組みとともに、区においては、新たな基本構想を踏まえた、基本計画、第2次教育ビジョン、第2期子ども計画の検討を進めているところであり、就学前教育（幼児教育）のさらなる充実に向けて、さらに検討を進めるものである。

2. 計画の策定にあたって

・区立幼稚園のあり方については、平成25年3月に、「区立幼稚園のあり方に関する基本方針及び用途転換の方向性」を取りまとめたところである。この基本方針のもと、用途転換の方向性において示した、用途、運営形態、整備手法、移行年次の基本と用途転換のイメージの内容に、国の第2期教育振興基本計画と「子ども・子育て関連3法」の子ども・子育て支援の具体的制度内容を踏まえるとともに、これに基づき実施する、幼児教育・保育のニーズ調査に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の検討内容等との整合を図りながら、区立幼稚園9園各々の用途転換等計画として取りまとめていくこととする。

・なお、各施設の定数等詳細については、区立幼稚園9園の用途転換等計画に基づき、以降順次作成する各園毎の「用途転換移行計画」において定める。

3. 用途転換等計画**(1) 幼児教育の充実について****① 幼稚園・保育園等と小学校との連携の推進について**

幼稚園と小学校、保育園等と小学校の連絡会を実施するとともに、小・中学校教員の幼稚園・保育園等での実習研修を実施する。

② 幼児教育センターの設置検討について

世田谷区の幼児教育の充実を図るための研修や研究を担うセンター的な機能をもつ場として「幼児教育センター」の設置を検討する。

(2) 用途転換施設等について**① 認定こども園**

・認定こども園については、幼保連携型認定こども園への移行を基本とする。

・各園ごとの幼児教育、保育の定員数は、幼稚園の充足率の状況を基本に、保育サービス待機児の状況等も踏まえ検討することとし、区立幼稚園の4・5歳の定員についても考慮し検討する。なお、各園ごとの定数の詳細については、「用途転換移行計画」の中で定める。

・また、認定こども園では、認定こども園に通っていない子どもの家庭を含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの地域の子ども・子育て支援の充実に取り組む。

② 教育関連施設

・大規模化する小学校においては、新BOPの施設が手狭になっているところもあり、施設の改築による複合化により整備を進める。

③ その他

現在の区立幼稚園施設の改築までの間の区立幼稚園の継続及び併せてその間の区立幼稚園での預かり保育の実施を拡大する。

(3) 運営形態等について

・区立幼稚園の用途転換後の運営形態については、「用途転換に向けての基本方針」を踏まえ、民営化を基本とするが、区の幼児教育の役割として、幼保一体化の推進をはじめ、幼保小の連携の推進、配慮を必要とする子どもへの対応などから、公私の役割分担や地域特性に配慮しながら、以下のとおりとする。

・民営化する施設については、これまで区立幼稚園が取り組んできた教育実践と幼児教育の研究や配慮を必要とする子どもたちへのきめ細かな対応などの取り組み等を今後の用途転換に活かす観点から、この度「子ども・子育て関連3法」で創設された「公私連携幼保連携型認定こども園」への移行を検討する。また、就学前教育の充実の観点から、小1プログラムへの対応など幼保小の連携をさらに推進するため、教育委員会と「公私連携幼保連携型認定こども園」の連携を図る。

・なお、民営化にあたっては、区立施設の職員の処遇等も併せて検討する。

<各園の用途及び運営形態について>

・多聞幼稚園	区立認定こども園
・松丘幼稚園	区立認定こども園
・桜丘幼稚園	私立認定こども園
・三島幼稚園	区立認定こども園
・中町幼稚園	私立認定こども園
・塚戸幼稚園	私立認定こども園
・砧幼稚園	区立認定こども園
・給田幼稚園	区立認定こども園
・八幡山幼稚園	私立認定こども園

※区立認定こども園へ移行する場合には、近隣保育需要を勘案したうえで、既存保育施設の活用や改築複合化による整備手法を検討する。なお、今後の保育サービス待機児の状況によっては、単独の私立認可保育園整備について検討する。

(4) 配慮を必要とする子どもへの支援

・今後用途転換する区立認定こども園においては、これまで培われてきた、配慮を必要とする子どもたちへのきめ細かな対応などの支援のノウハウや教育内容等を活かすとともに、専門家による巡回指導等を継続する。

・運営形態が公私連携幼保連携型の認定こども園においては、あらかじめ、区市町村長が、「公私連携法人」と締結しなければならない協定の中で、配慮を必要とする子どもへの支援についても明記する。

・教育関連施設等に転換する施設への対応はもとより、私立幼稚園に対する支援策を強化する。

(5) 整備手法について**① 既存の施設の活用について**

・整備手法については、一部改修を基本とする。用途転換時に築年数が50年を超える施設については、改築を想定する。

・認定こども園への用途転換にあたっては、原則調理室の整備が必要となるが、調理室が増築により整備可能な場合は、増築により対応し、増築ができない場合は、施設の一部改修による教室の転用により整備する。充足率や施設転用のコスト面等から教室の転用が困難で、かつ増築も困難な場合は、改築までの当面の間を区立幼稚園として継続する。

・学校改築時における複合化や、国において平成25年4月に示された「待機児童解消対策としての国有地活用について」で情報提供される国有地の活用についても検討を行う。

② 施設整備の考え方について

・認定こども園へのこれまでの教育・保育の継承、充実や施設整備のコスト等の観点から「東京都認定こども園の認定要件に関する条例第7条（施設整備）」に規定する手法について先行自治体の事例を参考にする。

・そのうえで、前記の都条例第7条による区立幼稚園と区立保育園の一体的運営方法、教育課程と保育の一元化、組織形態・人員配置など具体的な検討に着手する。

・また区立保育園を廃止し、区立認定こども園として設置する場合、施設の規模や定数などの基本的事項については、保育園再整備方針との整合や新制度下での設置認可の条件である需給関係に十分配慮する。

(6) 用途転換移行年次について

・用途転換を実施する、現行の区立幼稚園の在籍幼児の卒園後に用途転換を進めることを基本とする。このため、平成28年度より順次、段階的に用途転換を進めることとする。

・また、区立認定こども園への移行にあたっては、園児募集停止を伴わない手法の導入も検討する。

4. 今後の進め方について

・今回取りまとめた、用途転換等計画（素案）をもとに、平成25年度末の予定となっている「子ども・子育て関連3法」の下に国が示す、政令や省令等の制度内容や幼児教育や保育のニーズ調査等を踏まえ、整備手法と用途転換移行年次を含め、平成25年度末を目途に区立幼稚園の用途転換等計画として策定することとする。